

## 第10章 内部質保証

### 1 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、地域医療の中核を担う公立の医科系大学として、教育・研究・医療水準の向上を図り、それらが一定の水準にあることの責任を果たすため、地方独立行政法人法（以下本章において「地独法」という。）に基づく中期計画・年度計画の策定と事業実施、そして実施結果の自己点検・自己評価、それから和歌山県が設置する「和歌山県公立大学法人評価委員会」（以下「県評価委員会」という。）の評価・提言の内容を踏まえた次期の計画策定や事業実施というサイクルを中核として、内部質保証に取り組んでいる。

自己点検・評価の実施と結果の公表については、大学学則第2条第1項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め、また、大学院学則第2条第1項にも同様の規定を置いており、上述の地独法の規定に基づく自己点検・評価の結果及び県評価委員会の評価結果を、本学のホームページで公表している（資料10-1 第2条第1項、資料10-2 第2条第1項、資料10-3）。

また、学校教育法第109条第2項に定められている認証評価受審の前年度に、認証評価で用いられる点検・評価項目に従って自己点検・評価を行っている。

情報公開に関しては、学校教育法施行規則第172条の2において大学が公表するものとして掲げられている教育研究活動等の状況に関する情報を、本学の中期計画第5の2に掲げる「教育の内容、研究の成果、診療の実績等について、ホームページへの掲載や報道機関への発表等を通じて積極的に情報を提供する。」という計画に基づき、すべて本学ホームページで公表している（資料10-4 p.6、資料10-5）。また、毎年度の決算報告書や財務諸表についても本学ホームページで併せて公表しており、情報公開の内容および方法は適切である（資料10-6）。

また、個別の情報公開請求への対応については、和歌山県情報公開条例や和歌山県個人情報保護条例の定めに基づき本学における開示請求手続き等を定めている「和歌山県情報公開条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程」や「和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程」に基づき適切に行っている（資料10-7、資料10-8）。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学は、地独法に基づき設置された公立大学法人であり、大学の質の保証については、教育も含めた法人の運営全体を対象とする地独法の自己点検・評価制度によるこ

とが基本となっている。

具体的には、「公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会規程」により設置する「公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会」（以下「本大学評価委員会」という。）を中心に、内部質保証を行っている。本学理事と各部門の長により構成する本大学評価委員会は、本学の内部質保証の要である「中期計画」、「年度計画」の期間終了時点での自己点検・評価、及び認証評価受審前年度に行う自己点検・評価を行い、本学の業務が計画や方針に沿って適切に実施されているかどうかを自らチェックする役割を担っている。（資料 10-9）。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムについては、中期計画第 5 の 1 において、「自己点検・評価の結果を公表し、第三者評価等の結果を各部門にフィードバックして継続的に各業務の改善を図る」という方針を掲げ、また、平成 26 年度計画第 5 の 1 においては「業務実績に関する自己点検・評価結果等及び県評価委員会評価結果等については、本学及び県ホームページにおいて広く公表するとともに、県公立大学法人評価委員会の評価結果及び提言に関しては学内所管部門にフィードバックし、理事会、教育研究審議会において対応状況の進捗管理を行う。また、病院機能評価、大学認証評価等についても、評価結果を関係部門に適切にフィードバックし、適宜進捗管理を行っていく。」という方針を掲げており、内部質保証の方針と手続きを明確化するとともに、方針に沿ったシステムを整備している（資料 10-4 p. 6、資料 10-10 p. 9）。

本学構成員のコンプライアンスについては、中期計画第 6 の 3 において「ア 教育、研究、医療の場において、人権を尊重し、人格を重んじる教職員を育成する。イ 各種ハラスメントに対する予防等体制を確立するとともに、意識を高め、快適な教育研究環境及び職場環境をつくる。」という方針を掲げ、平成 26 年度計画第 6 の 3 において「ア 現場のニーズを踏まえた研修計画を立案し、研究倫理や医療従事者等の人権問題について、正しい知識を再確認させ、人権意識の醸成を推進する。イ ハラスメント等について、学内ホームページの改訂等により、速やかに対応できる体制を周知し、相談体制のさらなる充実に繋げる。」という方針を掲げている（資料 10-4 p. 6、資料 10-10 p. 9）。これらの計画に基づき、本学では「公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則」第 36 条および同条に基づき規定した「公立大学法人和歌山県立医科大学ハラスメント防止規程」により職員のハラスメントの防止について定めるとともに、人権・人格を重んじる構成員の育成のため、全職員を対象に「全学人権同和研修」を開催し、また、公的研究費の適正管理・不正防止の意識向上のため、「全学コンプライアンス（法令遵守）研修」を行っている（資料 10-11 第 36 条、資料 10-12 第 1 条）。また、ハラスメント等の相談について、危機対策室を窓口とし速やかに関係課と連携を図り対応する体制を構築している。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

大学全体としては、中期計画第 5 の 1 や平成 26 年度計画第 5 の 1 で掲げているとおり、年度計画・中期計画の期間終了後の自己点検・評価、および認証評価受審前年度に行う自己点検・評価等の評価結果を各部門にフィードバックし、理事会および教育

研究審議会が対応状況の進捗管理を行いながら業務の改善を図るとともに、これらの評価結果を、翌年度の年度計画や翌中期計画期間の中期計画の策定に反映するという形で内部質保証のシステムを機能させている(資料 10-4 p. 6、資料 10-10 p. 9)。

また、個別の分野での評価も質保証の機能を果たしている。

本学で取り組んでいる個別の質保証について、次に記述する。

#### ア 教員評価

教員評価制度を導入し、教育、研究、臨床、組織貢献、地域・社会貢献の 5 つの領域について、毎年度評価を実施している。

評価の対象は助教以上の教員(短期任期付き教員及び年度途中で採用、退職、配置替え、昇任した者は除く)となっており、評価結果の通知を行うことで、各教員が評価結果を次年度の活動に生かすことができるようにしている。

また、評価の結果は、学長が教員の諸活動の活性化を促すために利用したり、その活動が十分でないと評価された教員に対する指導及び助言等にも活用している。毎年度各部門から、特に高い評価を受けた優秀な教員を表彰するとともに、教員の再任審査委員会において、再任可否の判断資料となっている。

#### イ 組織評価

和歌山県立医科大学教育研究開発センターの自己評価委員会において、教育研究開発センターの研究活動等の点検及び評価を行っている。また、センターが関与する本学の医学・保健看護学教育に係る教育評価の実施とその結果の公表について審議を行っている

#### ウ 授業評価(教員の授業相互評価及び学生の授業評価)

医学部においては、教育内容と教育者の質の向上を図るため、教育評価部会委員による授業評価を行っている。また、初めて授業を行う教員等に対しては、教育評価部会委員 2 名が授業を聴講し、適正に評価を行い、その評価結果を各教員と指導教授にフィードバックしている。また、講義や実習等において、学生による授業評価を実施し、各教員、各科に評価結果をフィードバックすることにより、教育内容の充実や教授法の改善を図っている。

保健看護学部では、教員による授業相互評価を FD 活動の中で実施している。学生による授業評価は、4 コマ以上授業を実施した全教員に対して、学生による授業評価を実施し、教育方法の改善と教育者の資質向上を図っている。

#### エ FD 活動(教員の集合研修による教育改善・向上)

医学部では、教育研究開発センターの FD 部会において、授業内容・方法および授業改善(FD)に関わる研究・開発および企画を行っている。FD は年 4 回、講演およびワークショップ形式で行っている。テーマは毎年、必要なテーマを議論し、施行している。

保健看護学部では、教員の教育や研究テーマを共有し、各教員相互の教育及び発展のきっかけとすることを目的とした FD カンファレンス、教育や研究を

遂行するにあたり、より専門的な知識や技術を向上させることを目的とした特別講演、ピアレビューにより教授法やクラスマネージメントについての模範例を見だし、共有することで、個々の教員の教育能力の開発を目的とした教員相互授業参観を行っている。

#### オ SD 活動（事務職員等の資質向上のための研修）

法人独自に新規採用研修、中堅職員研修、新任副主査研修を実施している。研修の企画・立案・運営は総務課人事班が行い、法人・大学・病院など現場での活用を強く意識した SD 研修として位置付け、毎年の研修テーマを決定している。

また、法人独自の研修に加え、和歌山県が実施している法務能力、政策形成等の能力開発研修に法人職員が参加し、能力開発や資質向上に努めている。

更に、将来の大学における教育・研究を支援し、管理運営を担う人材育成のため、国と和歌山県に法人職員を派遣し、高等教育政策の習得、研究支援や管理運営スキル等の向上に繋がる学外研修に取り組んでいるところである。

#### カ 入学者受け入れ方針の見直し

教育研究開発センターの入試制度検討部会医学部委員会において選抜方法による成績推移の解析などに基づいた医学部大学入学者選抜方法の研究や改善、資料収集と調査等を行っている。

#### キ 教育課程の編成方針の見直し

医学部では、教育研究開発センターのカリキュラム専門部会において、毎年カリキュラムの編成の見直しを行っている。平成 25 年度には医学部分野別認証に対応したカリキュラム改善を行った。

保健看護学部では、教務学生委員会で次年度のシラバスの検討とともに方針の見直しを行っている。

#### ク 学位授与方針の見直し

和歌山県立医科大学教育研究開発センターの教育評価部会において、医学・保健看護学教育の評価方法等について見直しを行っている。学位授与の要件についても改善を行っている。

#### ケ 施設整備・修繕等計画

施設・設備・備品等修繕更新計画をたて、計画的に施設設備を進めている。また、毎年度各課室において設備等の状況を調査し、必要に応じ計画を見直している。

## 2 点検・評価

### ○基準 10 の充足状況

地独法の自己点検・評価制度を基幹として、個別分野においてもそれぞれ検証を行っていることから、基準をおおむね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

地独法の自己点検・評価制度により、毎年度実施している自己点検・評価結果を次年度（次期）の計画に反映させるサイクルが確立しており、それが大学の内部質保証の機能の基幹を果たしている。

また、教員評価については、平成 24 年度から教員評価基準表を制定し、これに基づく評価としたことにより、各教員が目標を設定しやすくなっている。

#### ②改善すべき事項

個別の分野における質保証について、医学部と保健看護学部では実施の方法や実施体制が異なっていたり、片方の学部でのみ行っているものなどがある

### 3 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

地独法の自己点検・評価制度の運用を今後も適切に行う。

#### ②改善すべき事項

個別の分野における質保証について、医学部と保健看護学部では実施の方法や実施体制が異なっていたり、片方の学部でのみ行っているものなどがあるため、統一する必要がある。

### 4 根拠資料

10-1 和歌山県立医科大学学則(既出 資料 1-1)

10-2 和歌山県立医科大学大学院学則(既出 資料 1-12)

10-3 評価に関する情報

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/hyouka/index.html>

10-4 中期計画(第二期)(既出 資料 1-4)

10-5 教育情報の公表

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/kyoikujyoho/index.html>

10-6 業務・財務に関する情報

<http://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/gyoumu/index.html>

10-7 和歌山県情報公開条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程

10-8 和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程

10-9 公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会規程

10-10 年度計画(平成 26 年度)(資料 既出 1-5)

10-11 公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則

10-12 公立大学法人和歌山県立医科大学ハラスメント防止規程(既出 資料 6-18)